

## 令和 7 年度 粟島浦村観光バス島内乗入補助金について

### 【お知らせ】

粟島浦村では、国内外からの団体旅行の誘致を促進するため、また、粟島汽船株式会社のフェリーの利用を促進するため、本村を目的地とする貸切バスを利用した本村旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金交付事業を実施いたします。交付要綱をご確認いただき申請いただきますようお願いいたします。

#### ●交付対象者（申請を行う者）

旅行業法第 3 条及び第 23 条の登録を受けている旅行会社

#### ●補助金の額

貸切バス 1 台につき 20,000 円

(1 事業者あたり 60,000 円を上限とする。)

#### ●交付要件

1.以下の要件をすべて満たす旅行であること。

- (1) 10 名以上の団体旅行であること。
- (2) 島内を訪問した貸切バスを利用した旅行であること。(※1)
- (3) バスのサイズは、全長 9m 以内、車幅約 2.5m 以内、車高約 3.5m 以内、重量約 10t 以内、総重量 (※1) 約 12 t 以内であること。
- (4) 11 時 15 分から 12 時の間、北回りルート of 走行をしないこと。
- (5) 釜谷方面から北回りルート of 走行をしないこと。
- (6) 南回りルート (村道 26 号線) を走行しないこと。
- (7) 旅行の出発日が令和 7 年 9 月 6 日から令和 7 年 10 月 26 日までの金土日祝日であること。
- (8) 昼食は、必ず島内の飲食店を利用することとし、島外からの弁当の積み込み等は認めない。
- (9) 本村での貸切バスの受入れは、1 日 1 台とする。
- (10) 他の貸切バス利用に対する助成制度 (補助金や支援金等) を受けていないこと。

2.前項第 2 号の訪問とは、粟島汽船株式会社のフェリーを利用して貸切バスごと来島し、観

光施設（有料・無料は問わない）又は飲食施設等を利用することをいう。

※事業予算に限りがございますので予めご了承ください。

（※1）レンタカーと島内のコミュニティバスの利用は除く。

（※2）総重量は、車両重量に積載量計算の基本である最大定員数×55 kgを加え算出。

●申請方法●

粟島浦村のホームページの「粟島へのアクセス」もしくは「アクセス」に掲載している交付要綱の第5条を確認し、必要書類をFAXでご申請をしてください。

●関連資料●

・交付要綱 ※粟島浦村のホームページの「粟島へのアクセス」もしくは「アクセス」のページをご覧ください。

お問い合わせ

粟島浦村役場 産業振興課 担当：長谷部

電話番号：0254-55-2111 ※平日 8：30 から 17：15

FAX 番号：0254-55-2159